

官民競争入札等監理委員会
第 14 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 14 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日 時：平成 18 年 12 月 5 日（火） 9：45～10：30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．議 題

- （ 1 ）実施要項について
（アビリティガーデン、私のしごと館）
- （ 2 ）基本方針改定案について
- （ 3 ）その他

3．閉 会

< 出席者 >

（ 委員 ）

落合委員長、斉藤委員長代理、小幡委員、樫谷委員、小林委員、本田委員、森委員

（（独）雇用・能力開発機構）

浅野賢司理事

（事務局）

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊
埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻となりましたので、第14回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、逢見委員、田島委員、寺田委員、増田委員、吉野委員が御都合のために欠席です。

最初に、基本方針に掲げられている雇用・能力開発機構の「アビリティガーデンにおける職業訓練事業」と「私のしごと館における体験事業」に係る民間競争入札実施要項案について検討をお願いしたいと思います。

これらにつきましては、入札監理小委員会で審議をしてきたわけですが、小委員会での審議が終了したということですので、その審議の経過の内容等につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査の方から、説明をお願いいたします。

榎谷委員 入札監理小委員会におきまして、雇用・能力開発機構の2事業分について、それぞれ4回審議を重ねました。資料1に基づいて御説明をしたいと思います。

まず、アビリティガーデンの実施要項案でございます。

アビリティガーデンというのは、ホワイトカラーの職業訓練をする場所でございます。錦糸町にございまして、私どもも視察に行きました。

実施要項案をずっと審査しておりまして幾つかの問題がございましたので、それにつきまして機構の方といろいろ打ち合わせいたしまして、このような反映をしていただいたということでもあります。

まず一つは「ア モデル事業からの反映事項」であります。

今回、実はモデル事業をやったんですけれども、今回の対象事業とモデル事業では、若干事業の内容が異なるということでありました。ただし、モデル事業の入札及び事業の実施に当たって、民間事業者から指摘された事項を踏まえて、この 、 、 のところを反映いたしました。

まず、モデル事業は、土日の夜間だけでしたか。

事務局 土日と夜間です。

榎谷委員 ですから、ここに「土日の夜間」と書いてあるけれども「土日と夜間」です。

土日と夜間に設定されていた。いろいろな事情でされていたらしいんですけれども、これについては、そのために非常に受講者数が少なかったんですけれども、今回は平日の昼間も含めて柔軟に対応できるようにしたということでもあります。

あと、企画書で提案した講師について、原則変更を認めないということだったんですけれども、企画提出時には予定でいいと、契約時までには確定するというようにしていました。

モデル事業へのアンケート調査を、モデル事業では、民間事業者の業務範囲としたんですけれども、そのためかどうか回収率が悪かったということで、これは民間事業者の意見を反映して、回収率の向上を図るために機構が行うことにいたしました。

「イ サービスの質・創意工夫の発揮可能性等」の問題で「 サービスの質の設定と確保」でございます。

まず、サービスの質につきましては、受講者とか事業主へのアンケート調査における満足度 80%としてあったんですけども、その 80%とする根拠とか基準がわからなかったんです。これにつきまして「対応」に書いてございますように、機構は独立行政法人でございますので、独立行政法人の中期目標にアンケート調査の集計結果による満足度 80%という目標を立てておりますので、それを採用したということです。しかし必ずしも、なぜ 80%なのかという根拠が明確ではないということであります。

あるいは受講者数の確保。やはり数の問題も満足も大事かもわからないけれども、受講者数の確保も大事ではないかということで、それにつきましても、質として要求することにいたしました。

次に、2 ページのモニタリングの話です。

事業者のサービスの実施状況のモニタリングをしっかりといただいて、パフォーマンスが悪いということになりますと、やはりこれは排除するということではなくて、官と民と協力をして質を確保することが目的だということで、こういうことを行っていただくということであります。

それから、破線のところに書いてありますように、研修業務におけるサービスの質の設定の在り方については、機構側が明確にする必要があるけれども、経験が不十分であり、今回はやむを得ないと判断いたしました。この点につきましても、今後、引き続き検討事項である旨を機構と確認いたしました。これにつきましては、本日、理事がいらっしゃいますので、改めて確認をしたいということであります。

「 創意工夫 」であります。

ここは民間の創意工夫を生かすというのが「市場化テスト」の趣旨でありますけれども、実施要項には機構の開発したカリキュラム等は添付されているけれども、カリキュラムに従って業務実施を記載しているという点について、なぜ添付されているかという意図が不十分であるために、単なるカリキュラムに従ってやればいいんじゃないかということになってしまいますと、民間事業者に創意工夫がほとんど求められないということになりますので、それにつきましても、問題ではないかということで、単なる参考資料としての位置づけをしていただくということと、民間事業者の創意工夫を反映した提案が可能であることを要項に明記していただきます。

「入札金額と委託費の支払方法等」でありますけれども、入札金額の定義とか、委託費の支払い方法をまず明確にするべきでないかということと、もしサービスの質の水準に達しない場合のペナルティー、例えば委託費の減額などを課すべきではないかという論点で議論いたしました。

その結果、入札金額の定義とか委託費の支払い方法については、実施要項に明記していただきました。

これは単価で入札をしておりまして、受講者数の増減に連動した支払い方法等をしておりますけれども、ペナルティーについては、根拠となる質の設定が客観的に説明可能なも

のになっていないということで、とりあえず見送りしたということであります。これも質の問題が不十分だということで、今回は見送りということであります。それについても、破線の部分に書いてありますように確認いたしました。

それから「評価表」の問題ですけれども、評価表も10～0となっているんですが、か×みたいなことになっております。もう少し細かく評価をしていただきたいということで、このような段階的に評価できるような内容にさせていただきました。

それから「民間業者が講ずべき措置」というのがございます。これは区分経理の問題なんですけど、区分経理を厳密に求めて過剰な負担になるのではないかという問題意識があったんですけれども、これは要するに明確になればいいということで、厳密な意味での区分経理を求めなくても結構だということになりました。

「監理委員会への報告・公表」でございまして、これはここに書いてありますように、平成20年3月末日における状況を調査すると明記していただきました。

その他損害賠償の件がありまして、これが非常にあいまいだったということでありますので、これも明確にしております。

4ページの「私のしごと館」につきましても、先ほどのアビリティガーデンと問題意識というのは同じでございまして、サービスの質の徹底と確保のところですけども、これも満足度80%となっているんですけども、これも根拠、あるいは基準が明確になかったということもありまして、今回は独法の中期目標という回答でございましたので、現段階ではなかなか難しいということで、とりあえずやむを得ないと認めて、今後の検討事項ということで機構側と確認いたしました。

それ以外は同じでございまして。

「創意工夫」につきましても、マニュアルが添付されているので、同じようなことで参考資料と位置づけ、より工夫したマニュアルの提示が可能であるということを実施要項に明記していただきました。

「入札金額と委託費の支払方法等」につきましても、インセンティブ、ディスインセンティブの問題でありますけど、これも要するに質が満足度80%ということなんですけど、明確ではないということもありまして、今回はディスインセンティブ、ペナルティーまではということで、先送りをしたというんでしょうか、明確にできなかったということで、これも検討ということでありまして。

あとは「落札者決定に当たっての評価方法等」につきましても、同じように細かく段階的な評価をするように工夫していただくということと、ウの区分経理につきましても、これも同じでございまして。

最後の6ページですけれども、「監理委員会への報告・公表」につきましてもございまして、これも21年3月末日時点の状況を調査すると明記していただきました。

それから、損害賠償につきましても、同様でございまして、これもあいまいであったということで明確にさせていただいたということでありまして。

それから、最後の「２．指針の修正」というのがございますけれども、今回の小委員会の審議を経まして、以下の点について、実施要項に関する指針を改定する必要があるということで、「ア 委託費の支払い方法に関する項目の追加」と「イ 損害賠償に関する項目の修正」についての追加の修正をしていただく必要があるということでございます。

あと、私どもの入札監理小委員会でいろいろ議論をしております、感じたことが幾つかございますので、それにつきまして、簡単に口頭で御報告させていただきたいと思えます。

既にこれは閣議等で決まった問題について要項の議論をしたということで、私どもの入札監理小委員会の使命は、決まった要項について議論をすればいいということなのかわかりませんが、ただ、「市場化テスト」というものがつくられた趣旨などを考えてみますと、今回については、課題がまだ多いのではないかと。趣旨が必ずしも生かせるものになっていないのではないかとという問題意識があります。

例えば切り出し方の問題、「市場化テスト」の事業の範囲についても、もう少し大きくりに切り出した方が「市場化テスト」の趣旨が生きるのではないかと。

あるいは、サービスの質の設定の仕方の問題、インセンティブの問題、委託費の支払いの問題、このような問題をもう少し、今後の話でしょうけれども、もう少し議論をした上で、今後の「市場化テスト」の範囲の設定などについて、基本方針の設定なども含めてでしょうけれども、生かすようにした方がいいのではないかとということがありましたので、御報告したいと思います。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは樫谷委員から御説明がありました部分、特に「今後に生かすべき事項」という部分につきまして、委員会としてどのような対応を取るかということが問題になりますけれども、この点につきましては、厚生労働省の３事業の実施要項案の付議、基本方針改定の付議等も踏まえまして、整理をしたいと考えておりますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

落合委員長 では、了解いただきましたので、そういうことで対応するというようにしたいと思います。

以上のような前提を踏まえた上で、本日は雇用・能力開発機構の二つの事業につきまして、公共サービス改革法の手続にのっとり、監理委員会の議を経るということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

落合委員長 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、ここで雇用・能力開発機構に入室させていただきます。

（独立行政法人雇用・能力開発機構関係者入室）

（報道関係者入室）

落合委員長 それでは、雇用・能力開発機構の「アビリティガーデンにおける職業訓練事業」及び「私のしごと館における体験事業」の各実施要項案につきまして、本監理委員会として、この際、何か御発言をしておくことがございますでしょうか。

榎谷委員 入札監理小委員会の主査をしております榎谷でございます。

入札監理小委員会におきまして、雇用・能力開発機構のアビリティガーデンと私のしごと館につきましての実施要項案につきまして、再度議論させていただきました。

今回につきましては、十分内容は承知されていると思いますけれども、幾つかの課題がございます。例えばサービスの質につきまして、サービスの質をどの程度にするか。民間事業者に求めるサービスの質をどの程度にするのかという問題がございましたが、まだ、確かに御説明によりますと、経験が不十分であると。したがって、引き続き十分検討したいというお話でございましたので、それにつきましても、検討を十分していただいて、次の「市場化テスト」の事業に生かしていただきたいということでもあります。

それから、入札金額と委託費の支払い方法等についてでございますけれども、委託費の支払いにつきましても、インセンティブとかティスインセンティブ、ペナルティーも含めまして、これもどうあるべきか。これにつきましても、引き続き検討していただきたいと思っております。

それから、もう一つは、私のしごと館ですが、サービスの質につきましても、同じように今回はやむを得ないものと私どもは思いますけれども、やはりサービスの質の在り方についての検討を十分、単一の目標の満足度 80% でいいのかどうか。もう少し複眼的に見る必要があるのではないかと。

あるいはインセンティブ、ティスインセンティブ、あるいは民間の工夫というものがもっと生かせるのではないかと。これは 1 年と 3 年でしたか。3 年間の経験の中で十分検討していただきたい、こういうふうに思っております。よろしく申し上げます。

落合委員長 それでは、本件につきまして、了承ということでもよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、了承を得たということでありますので、公共サービス改革法第 14 条第 5 項の規定によりまして、独立行政法人雇用・能力開発機構から諮問されました二つの事業分の実施要項案につきまして、監理委員会として異議はないということにいたします。機構の方から何か御発言ございますでしょうか。

浅野独立行政法人雇用・能力開発機構理事 特段ございません。

落合委員長 それでは、私から答申を手交させていただきたいと思っております。

(落合委員長より独立行政法人雇用・能力開発機構浅野理事に答申を手交)

落合委員長 それでは、実施要項の了承にあたりまして、雇用・能力開発機構浅野理事からご挨拶をいただきたいと思っております。

浅野理事 雇用・能力開発機構の浅野でございます。ただいま本監理委員会におきまして、「アビリティガーデンにおける職業訓練事業」と「私のしごと館における体験事業」

のそれぞれの民間競争入札実施要項につきまして、御承認いただきまして、誠にありがとうございます。

雇用・能力開発機構としても、ただいまの本委員会からの御指摘を十分踏まえて、適切な運営に努めたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

簡単ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。

落合委員長 それでは、機構におかれましては、公共サービス改革法を十分実現するよう、大いに努力をお願いしたいと思います。

（独立行政法人雇用・能力開発機構浅野理事及び報道関係者退室）

落合委員長 それでは、次の議題であります基本方針改定案につきまして、御審議をお願いしたいと思います。

今までの各省との個別折衝状況、あるいは折衝後の進捗状況等も踏まえて、事務局の方から説明をお願いいたします。

熊埜御堂参事官 それでは、資料の順番に沿いまして、まず私の方から「１．統計調査関連業務」について、御説明をさせていただきたいと思っております。

昨日、統計部会を開催いたしまして、統計部会における議論として整理していただいた内容と同じではございますけれども、御説明をさせていただきます。

まず「（１）科学技術研究調査」でございますが、これにつきましては、民間競争入札を実施する方向で、調査票の送付・回収（督促）、照会対応に係る業務を対象として行うということで、１月までに入札公告手続を実施する方向でやりたいというのが先方の意向でございますので、私どもとしては、それに対応できるように、入札監理小委員会で御議論を開始させていただいているところでございますので、その具体化に向けて、今回基本方針の別表の改定の中に載せていただきたいと思いますという内容のものでございます。

「（２）科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査」につきましては、監理委員会と連携しつつ行っていくというように、９月の基本方針の別表に掲載されていたところでございますが、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえた形で、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を、毎年実施されない調査もありますので、調査時期が到来次第順次ということもございますけれども、基本的には１９年度から可能とするために、必要な措置を講じるということで整理しております。

そのほか「（３）統計調査の民間開放に向けた措置等」として、これは総務省の政策統括官室の方で統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定作業を行っているものでございますが、これと並行して、各府省においても、公共サービス改革法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含めて、具体的な方策の検討を行うという形で、各府省ともそういうことで統計調査の民間開放に向けて取り組んでいただくという方向で、この案は整理させていただいております。

また、一部積極的な府省から、具体的な調査についてやっていくという方向での提示をしているところでございます。

「(4)(独)統計センター」につきましても、9月に決めていただいた基本方針の中で、監理委員会と連携をして、具体的検討を行うと書いていたものですが、具体的には19年度に行われる統計センターの組織・業務の見直しに資するように、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的検証等を行っていくことで、引き続き、監理委員会と、具体的には統計部会でございますが、連携していただいて、具体的検討を行っていただくという整理にしております。

「1.統計調査関連業務」については、以上です。

櫻井参事官 それでは、引き続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

「2.登記関連業務」につきましては、最初の にございますように、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務局、いわゆる乙号事務でございますが、これを原則として、すべて平成22年度までに「市場化テスト」の対象とするということで、そのために一部の登記所について、19年度中に入札の実施、20年度から落札者による事業の実施ということでございます。

これにつきましては、9月に御審議いただきました前回の基本方針にも盛り込まれているところがございますけれども、前回の段階では、これに伴う法律改正が必要かどうかについて、更に検討をすることになっておりましたけれども、その後、法務省等と検討を進めました結果、この法律の特例という形で法律改正をしようということになりましたので、今回は、「法令の特例措置の整備」の項に、平成19年通常国会において法を一部改正し、不動産登記法等の特例規定を整備するということを盛り込んでおります。この法律の改正を踏まえて、先ほど申し上げましたように、登記所の一部において、来年度の入札、20年度からの落札者による事業の実施という風に進んでいくということになります。

その他の点につきましては、前回と同様でございます。

3ページから5ページまでは、前回と変わっておりませんので、省略をさせていただきます。

野島参事官 それでは、続きまして、6ページの「5.公物管理関連業務」について、御説明させていただきます。

「都市公園の維持管理業務」でございます。財団法人公園緑地管理財団等に包括的に委託を行っております、都市公園法第2条第1項第2号イに規定する公園の維持管理業務につきまして、民間競争入札の対象事業とすることも視野に入れまして、平成19年度中に検討を行い、結論を得るという形になっております。

次は7ページの「6.独立行政法人の業務」でございます。

(1)(2)は前回のとおりでございますので、(3)から御説明させていただきます。

独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する職業能力開発促進センター、全国62か所が行う業務につきまして、特に在職者訓練のうち情報・通信系、居住系、管理・事務系等の訓練について、国が真に担う必要性につき精査し、真に必要性の認められるもの以外は廃止、という項目が新たに出てきております。

8 ページは外務省の案件でございますが、独立行政法人国際交流基金の関西国際センターの日本語研修事業につきまして、プログラムの整理を行った上で設置予定の在日外交官日本語研修に関する実施業務を民間競争入札の対象とする。このため、平成 19 年度に民間競争入札を実施し、20 年度から落札者による業務を実施するという形でございます。

入札等の対象官署としましては、関西国際センターで、大阪府でございます。

同じく外務省の独立行政法人国際交流基金の文化芸術交流事業につきまして、基金が主催する国内映画祭の実施業務につきまして、民間競争入札の対象とするという形が決まっております。

更に、国際交流基金の海外事務所については、一層の効率化を図ることから、民間活力の活用を図っていくことが書かれております。

次に文部科学省関係でございますが、独立行政法人日本学生支援機構の東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運營業務につきまして、官民競争入札または民間競争入札の対象とするという形が決まっております。

(8) でございますが、同じく文部科学省の独立行政法人日本学生支援機構の全国 14 か所の国際交流機関のうち 1 館、広島県にあります広島国際交流会館でございますが、現在、日本国際教育支援協会に委託をしております管理・運營業務を民間競争入札の対象とするという形でございます。

9 ページも文部科学省関係でございますが、独立行政法人国立大学財務・経営センターのキャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務につきましては、廃止ということで 2 つ目の廃止が出てきております。

次に、独立行政法人科学技術振興機構の日本科学未来館の企画・管理・運營業務につきましては、平成 19 年度は一般競争入札でございますが、その状況を見つつ、民間競争入札の対象とすることも含めて検討するという形で決まっております。

経済産業省関係の「(11) (独) 情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業」でございますが、情報処理技術者試験事業を実施しております独立行政法人情報処理推進機構の地方支部につきましては、平成 19 年度に全国 9 支部のうち、2 支部、四国と沖縄を廃止することが決まっております。

その他の地方支分部局につきましては、個々の地方支部ごとに費用対効果を分析し、必要性を検討した上で、試験の安定実施に支障を来すおそれがないことを確認できたときは、次期中期目標期間終了時までには廃止等の見直しを行うという形でございます。

また、廃止が決まっております四国の香川県及び沖縄県におきまして、上記地方支部が実施しております試験会場の確保及び運營業務につきましては、平成 19 年度に民間競争入札を実施し、20 年度から落札者による業務を実施するという形でございます。

また、上記落札者により実施する業務全般の評価を踏まえ、試験の安定実施に支障を来すおそれがないときは、経済産業省産業構造審議会における情報処理技術者試験制度の見直しの結果を踏まえつつ、平成 20 年度以降、当委員会と連携しながら、民間競争入札の活

用を検討することが決まっております。

(12)でございますが、包括規定として、上記以外の独立行政法人関連業務につきましても、官民競争入札、民間競争入札を活用することについて、検討を行うことが合意されております。

以上でございます。

櫻井参事官 続きまして、10ページは「7. 窓口関連業務」でございます。

これにつきましては、地方自治体等から自治体を実施します窓口業務、具体的には文書の申請でございますとか、あるいは文書の交付といったような一連の業務について、民間事業者の活用ができるようにしてほしいという要望が幾つか挙がってまいりました。それについての検討結果を踏まえたものでございますけれども、四つほど書かせていただいております。

第1は車庫証明でございます。これは警察庁関係です。

第2は外務省関係でございますが、都道府県における旅券の窓口業務等でございます。

第3は国民健康保険に関する窓口業務です。

第4は介護保険に関する窓口業務でございます。第3と第4は、厚生労働省関係です。

それぞれによって若干違いますが、(1)と(3)の車庫証明関係、国民健康保険関係のいわゆる文書の申請の受付と引き渡しにつきましては、現行法の解釈の明確化の中で、民間事業者に委託することが可能であるということが協議の結果明らかになりましたので、それを明確化していただくための措置を18年度中に各省庁で講じていただくということでございます。具体的には通知等を出していただくような形になるかと思っておりますけれども、そういった形で車庫証明と国民健康保険については、本年度中に明確化する措置を講じることになっております。

旅券関係につきましても、基本的には同様でございますけれども、こちらについては、ある意味では、既に明確になっていて、実態として既に民間委託を行っているところもあるということ踏まえまして、明確になっている事実をインターネット、その他適切な方法で公表・周知をする形になっております。

最後に介護保険関係でございますが、これについては、19年度中ということで、1年遅れておりますけれども、監理委員会と密接に連携しつつ、19年度中に必要な措置を講じる。これにつきましては、国民健康保険等と違いまして、検討すべき要素がなお残っておりまして、更には監理委員会でも御審議をいただきながら、民間事業者に円滑に委託が行われるような措置について、これから検討を進めていって、遅くとも19年度中には具体的な措置をとっていただくことを決めさせていただいております。

11ページの「8. 徴収関連業務」につきましては、自治体等から地方税、国民健康保険あるいは公営住宅の家賃、公立病院の未収金といったものを始めとする各種公金の徴収について、民間事業者を活用したいという要望が出てまいりました。

これについては、3項目ございまして、第1が地方税です。地方税につきましては、既

にいろいろな取組みが進んでおりますので、平成 18 年度中には先進的な取組み事例を地方公共団体に周知するなど、ノウハウを有する民間事業者のさらなる活用を推進するということを総務省の方でやっていただくことになっております。

(2) の国民健康保険料等の徴収業務に関してでございますけれども、これにつきましては、国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨について、各地方自治体の判断による民間事業者の委託が円滑かつ適切に実施できるようにするために、18 年度中に必要な措置を講じることになっております。

地方税については、既に一定の民間委託を明確化した通知が出ておりますけれども、国民健康保険については、特にそういうものがございませんので、今回はそうした明確にする通知のようなものを出していただくことを通じて、現行の法の範囲内でもここまではできるんだということを明らかにする。それを通じて、自治体の方がそれぞれの発意でやれる範囲を明確化してあげようということが(2) の趣旨でございます。

この議論の過程の中では、現行の法の範囲内ではできるものに加えて、弁護士法の特例を始めとして、法律の枠を広げて、もっとやりやすくすべきではないかという議論がございまして、これについては、(3) にございますけれども、公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について、早急に検討するというところで、今後、監理委員会等におきましても、御検討いただいて、更に民間事業者の活用の在り方について、可能性を検討いただきたいと思っております。

12 ページは、前回とおおむね変わっておりませんので、説明を省略させていただきます。

最後に、ハローワークについて御説明を省略しておりましたので、付言させていただきますと思います。ハローワークにつきましては、御案内のとおり、都市部のハローワークの一部でありますとか、あるいはハローワークの附属施設についての民間委託、市場化テストの可能性があるのではないかということで、監理委員会におきまして、厚生労働省と公開討論をしていただくなど、累次にわたって御議論いただきましたけれども、この点につきましては、厚生労働省は、ILO 88 号条約との整合性等の理由から、ハローワークの職務紹介事業の民間委託というのは困難であるという点について、立場を変えていないという状況でございます。

本件につきましては、11 月 30 日に開催された経済財政諮問会議においても議論されました。会議では、民間議員の方からペーパーが出されまして、その中で、都市部の一部のハローワーク等の「市場化テスト」を行うという提案がなされ、議論が行われました。最終的に大田大臣の方から、ILO 条約の規定というのは長く議論されており、国内でも解釈が分かっている、民間議員から御提案のあった点が ILO 条約に抵触するかどうか、私の下に私的懇談会を設けて、専門家に集中的に検討していただく旨提言されました。これを踏まえ、ILO 88 号条約との整合性、特に ILO 88 号条約について、厚生労働省が言っているような解釈しかあり得ないのかといった点について、専門家の方から御意見を聞いて、次のステップにつなげたいという御趣旨かと思っております。

また、総理からも、ハローワークにつきまして、再チャレンジのチャンスのある社会にしていくためにも、ハローワークの職業紹介の機能は不可欠、要は利用している人にとっていかに利便性が高くなるか、利用している人にすれば、官であれ民であれ同じことで、利用しやすいというためには、民間の知恵を取り入れていくことも大切、柳澤臨時議員などの指摘の点にも留意が必要、ILO条約の解釈などいろいろ難しい課題はあるが、知恵を出し合って役立つ機能にしてほしい旨の御発言があったと聞いております。

こういうことを踏まえまして、専門家会合をつくりまして、そこで条約の解釈を御議論いただくとともに、監理委員会におきましても、引き続き、来年以降御審議をいただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見がとおりになる委員の方々は、御自由に発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。小幡委員、どうぞ。

小幡委員 自分の関わっていないところなのでお聞きしたいのですが、窓口関連と徴収関連のところ、必要な措置を講ずるところは、先ほど通知というようなお話でしたが、それでもよいと思いますが、自治事務の場合は、通知というのは、いわゆる法的な拘束力がないので、本来は政省令レベルで、法律の委任に基づく政省令の改正の形の方がよいような気がするのですが、その点いかがでしょうか。

櫻井参事官 その点は、まだ具体的には詰めておりませんので、今の御意見も踏まえて、検討させていただきたいと思っております。

なお、例えば国民健康保険などは、監理委員会と密接に連携しつつ講じると書いてありますので、今後、監理委員会の方にも案をお示しいただくことになるかと思っております。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。森委員、どうぞ。

森委員 私はやはり一番事務局の方々の御苦労と申しますか、廃止が出てきたということは、本当にある面では、この委員会がいろんな意味で、皆さん方のお力でそういうことが生まれてきたということ。これは私どもも地方自治体もすごく参考にしなければいけない。そういうことを示していただいたということで、大変すばらしいことかなと思っております。御苦労様でございました。

それから、私どもの窓口業務あるいは徴収関連で、とりわけ地方税の問題というのが、ある面でカード決済できるような、そういう仕組みがどんどん出てくる。片一方で、今回、特に私も本田委員と一緒に総務省の自治税務局長さんとヒアリングをさせていただいたときにも、ある面ではどんどん相談に来て、そして、ここにもございますように、先進的な取組み事例ということ、結局おっしゃっているのではないかと思うんですけども、やはりそういう経過をたどらなければ、なかなか困難なのかなということ、これは、これからも一つひとつの壁を乗り越えなければいけないということを感じましたので、これは引き続き、私どもも現場から知恵を出していきますけれども、是非また皆さん方の

お力添えをいただいて、やっていくことが必要ではないかなと思いました。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。

これについては、各委員まだまだいろいろな思いもあると思いますけれども、この改定案につきましては、更にこれから政府・与党内で所要の進めて、12月19日の監理委員会で議を経る手続を行うことにしたいと思えます。

なお、政府・与党手続におきまして、調整する必要が仮に生じたような場合につきましては、委員に個別に状況を報告させていただきますけれども、その取扱いにつきましては、基本的に委員長である私に一任していただくということによろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の監理委員会はこれで終了といたします。

次回は、12月12日火曜日9時30分から開催し、キャリア交流プラザ事業等の厚生労働省関係の3事業の実施要項が付議される予定になっております。

本日はどうもありがとうございました。